

## 地域包括支援センターの担当圏域について

### 1 担当圏域の考え方について

本市における地域包括支援センター(以下「センター」という。)の担当圏域は、日常生活圏域(=中学校区)を基本とし、平成17年度以前の在宅介護支援センターエリアを基に設けたものである。この考え方のもと、平成18年4月に、41か所のセンターを開設している。

### 2 現在の担当圏域について

平成18年4月の開設以降、本市では41か所のセンターを運営してきたが、各圏域の高齢者人口の増加等を考慮し、平成20年度に、担当圏域の見直しを検討することとした。

検討にあたっては、以下の方針を策定し、この方針のもと、具体的な見直し案を検討することとした。

担当圏域の見直しにあたっては、次の(1)～(3)を基本方針とした上で、担当するセンターが変更となるときは、地域住民への影響や市の財政負担への影響などを考慮して検討するものとする。

- (1) 担当圏域内に複数の日常生活圏域を有しているものが、高齢者人口が国基準<sup>※</sup>の上限を超えるときは、分割を行うなど、国基準に合わせた圏域設定を行う。
- (2) (1)により分割するときは、日常生活圏域での分割を原則とする。ただし、日常生活圏域で分割した場合に国基準を満たせない地区が生じる場合は、日常生活圏域を小学校区や地理的要因により分割する。
- (3) 担当圏域が日常生活圏域と同一のものが、高齢者人口が国基準の上限を超えるときは、圏域の見直しではなく、原則として、配置職員の増を行う。

※国基準…地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者の数が概ね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人とする。(介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 項)

当時、複数の日常生活圏域を担当圏域としているセンターで、国基準の上限である高齢者人口 6,000 人を超えるセンターが 3 か所あった(泉中央、松森、南光台)ことから、日常生活圏域単位での分割・統合を行い、3 圏域を 6 圏域(泉中央→泉中央・将監、松森→松森・向陽台、南光台→南光台・八乙女)に変更することとした。

このような経過を経て、平成21年4月から、現行の44か所の体制となったものである。

### 3 次期計画での担当圏域について(案)

次期の介護保険事業計画期間においても、センターの担当圏域の設定については、日常生活圏域を基本とするこれまでの考え方を踏襲する。

そして、次期計画の策定に合わせ、上記の方針に基づき担当圏域についての検討を行うこととする。

○介護保険法（抜粋）

（地域包括支援センター）

第 115 条の 45 地域包括支援センターは、前条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2、3（略）

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

5～7（略）

○介護保険法施行規則（抜粋）

（法第 115 条の 45 第 4 項の厚生労働省令で定める基準）

第 140 条の 66 法第 115 条の 45 第 4 項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一（略）

二 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

イ 保健師その他これに準ずる者 1 人

ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

ハ 主任介護支援専門員（第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

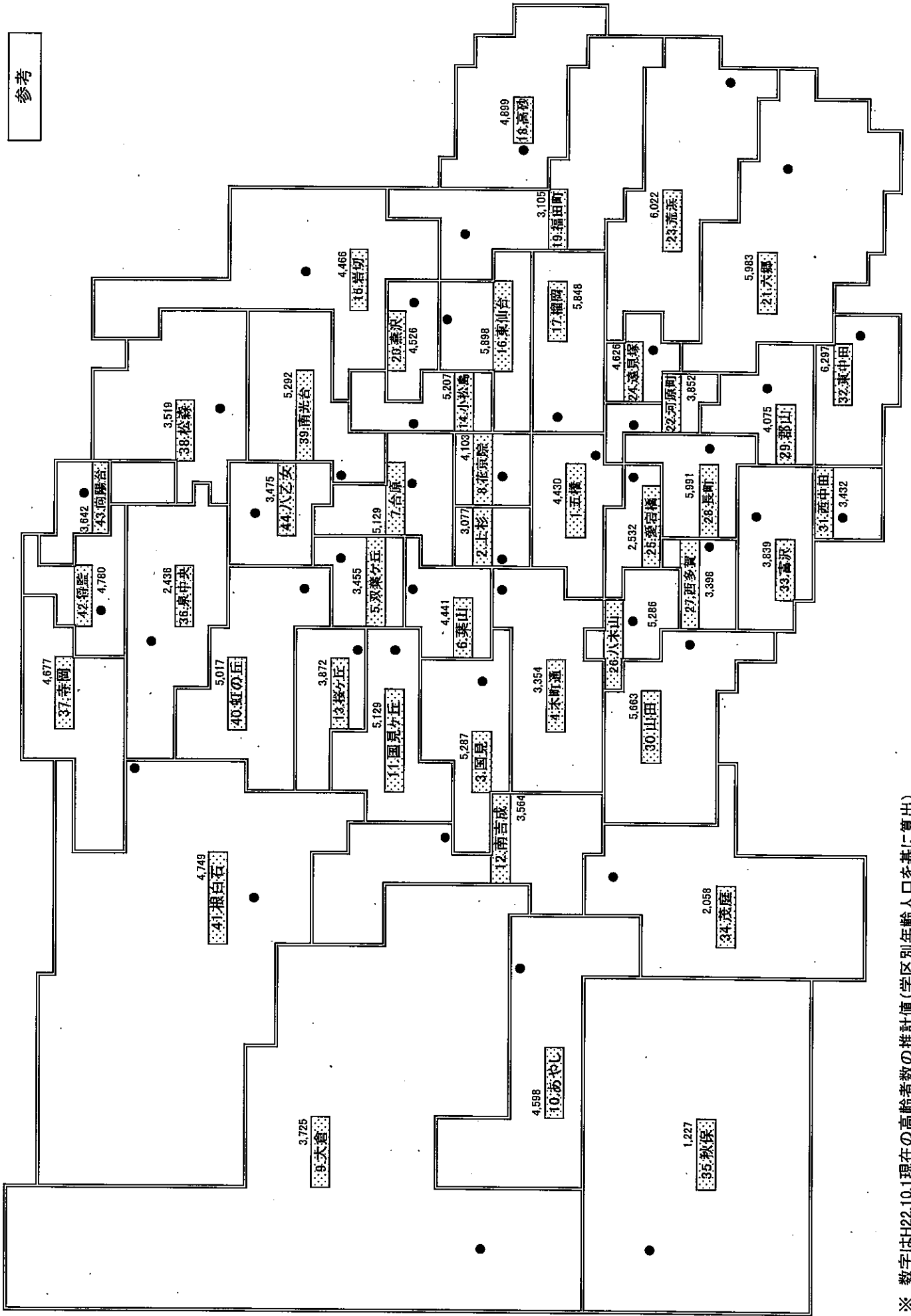
三 前号の規定にかかわらず、次のイからハまでのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

イ、ロ（略）

ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上	専らその職務に従事する常勤の前号イに掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の前号ロ又はハに掲げる者のいずれか一人

参考



※ 数字はH22.10.1現在の高齢者数の推計値(学区別年齢人口を基に算出)

